

ヤミ金融対策の強化を求める件

近年、長引く不況を背景とするヤミ金融の横行が看過できない社会問題となっています。人の弱みに乗じて、中には年利数千%から数万%にのぼる高金利による貸し付けがなされたり、勤務先や家族への脅迫的な取り立てはもとより子どもが通う学校にまで催促の電話がかけられ、職場からの解雇や離婚、自己破産、行方不明、さらには自殺をも余儀なくされるなど、その深刻な被害の多発化には目に余るものがあります。

現行制度の下では、登録さえすれば容易に貸金業を営むことが可能であり、法外な金利や強引な取り立てを行う悪徳業者への行政対応も実効を期し難いものとなっており、国による抜本的対策は急務となっています。

よって、国会及び政府におかれては、出資法の上限金利を利息制限法の上限まで引き下げるとともに、引き下げ後の上限金利を超える貸付契約の無効を明確に規定するほか、登録要件・審査の見直し、金融取引主任制度の導入、夜間・早朝・職場等への取り立て行為規制の明確化、監督権強化のための業務改善命令規定の新設や罰則強化、苦情相談窓口や監督省庁・関係団体等の体制整備の実施など、新たな立法措置を含めた悪徳ヤミ金融を排除するための措置を速やかに講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成15年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
金融担当大臣
国家公安委員会委員長

様

仙台市議会議長 鈴木繁雄